

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名	行政評価・監視の実施			担当部局名	行政評価局総務課		
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)	行政評価・監視は、行政内部にありながらも各府省とは異なる立場の総務省(行政評価局)が、主に合規性、適正性、効率性(能率性)等の観点から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき、各府省に対して勧告等を行うことにより、行政制度・運営の改善を図るものである。 このため、①勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合、②勧告等に基づく関係府省の行政運営の具体的な見直し・改善事例を指標として設定した。						
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	14年度	15年度	16年度	
	行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政運営の見直し・改善事項数の割合	90%	毎年度	別紙1参照			
	具体的な見直し・改善事例	—	—	別紙2参照			
施策の主な実施手段の状況	事業名	概要		14年度	15年度	16年度	
	予算執行を主とするもの	該当なし					
	項目	概要					
	制度の企画・運用を主とするもの	行政評価・監視の実施	今後3年間に実施する予定のテーマ等を盛り込んだ「行政評価等プログラム」を定め、重点的かつ計画的に行政評価・監視を実施。また、国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等については、機動的に行政評価・監視を実施。 なお、平成16年度には、「バリアフリー」、「都市農村交流対策」、「民間団体補助金等」等のテーマについて行政評価・監視を実施。				
	項目	概要					
情報提供等を主とするもの、その他	該当なし						
状況	(業務改善への取組状況) 「平成16年度行政評価等プログラム」に基づき「根拠法のない共済に関する調査」等を実施するとともに、社会経済情勢、国民世論の動向等を踏まえ、同プログラムにおいて実施テーマとして予定されているもののほかに、「年金に関する行政評価・監視—国民年金業務を中心として—」を実施するなど、機動的な対応を行った。 また、社会経済情勢、国民世論の動向等を踏まえ、より重点的かつ計画的な行政評価・監視の実施を図るために、同プログラムの改定を行った。						
本施策に関する課題等の状況	国民の安全・安心の確保、構造改革の推進等政府の重要行政課題の解決の促進、簡素で効率的な行政の確保等に向けた、重点的かつ計画的な行政評価・監視の実施			予	制	情	
	国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等についての機動的な行政評価・監視の実施			予	制	情	
本施策に関する専門家の意見等	平成17年6月、昨年度に引き続き、国立国会図書館の田辺智子氏に評価書案を提示して意見を聴取し、指標の設定状況等について、前回に比べ分かりやすくなったとの評価をいただいた。						
本施策に関する主な資料	○勧告・回答対照表(平成11年度～16年度受領分) ○勧告・その後の改善措置状況に係る回答対照表(平成11年度～16年度受領分) http://www.soumu.go.jp/hyouka/kohyo_f.htm						

行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の

行政運営の見直し・改善事項数の割合

平成 16 年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況」について、指摘事項数（見直し・改善を指摘した事項数）に占める改善事項数（関係府省において改善が講じられた事項数）の割合をみると、表 1 のとおり、目標値 90% に対して、「回答」では、89.2% となっており、ほぼ目標を達成している。また、「その後の改善措置状況」では、95.4% となっており、目標値を上回っている。

表 1 平成 16 年度における改善事項数の割合

区分	指摘事項数	改善事項数			目標値
		改善検討中 事項数	改善困難 事項数	改善事項数	
回答	93 (100.0%)	10 (10.8%)	0 (0.0%)	83 (89.2%)	90.0%
その後	2,384 (100.0%)	109 (4.6%)	1 (0.0%)	2,274 (95.4%)	

(注) 表中、() 内は、全指摘事項数に占める割合を表す。

なお、勧告等に基づく改善措置を講ずるために要する時間が行政分野により異なるので、経年比較は困難な面もあるが、参考までに平成 11 年度から 16 年度までの改善事項数の割合の推移を示すと、表 2 のとおり。

表 2 平成 11 年度から 16 年度の改善事項数の割合

年度	回答				その後の改善措置状況			
	指摘事項 数	改善事項数			指摘事項 数	改善事項数		
		改善検討 中事項数	改善困難 事項数	改善事項 数		改善検討 中事項数	改善困難 事項数	改善事項 数
16 年度	100.0%	10.8%	0.0%	89.2%	100.0%	4.6%	0.0%	95.4%
15 年度	100.0%	8.9%	0.0%	91.1%	100.0%	3.6%	0.0%	96.4%
14 年度	100.0%	10.9%	0.0%	89.1%	100.0%	10.5%	0.1%	89.4%
13 年度	100.0%	19.4%	0.0%	80.6%	100.0%	2.8%	0.0%	97.2%
12 年度	100.0%	27.5%	0.0%	72.5%	100.0%	3.2%	0.6%	96.2%
11 年度	100.0%	15.5%	0.5%	83.0%	100.0%	8.8%	0.4%	90.8%

具体的な見直し・改善事例（平成16年度）

区分	行政評価・監視名	主な勧告（通知）事項	主な改善実績
国民の安全・安心の確保等	○根拠法のない共済に関する調査	<p>対処すべき行政上の課題あり</p> <p>○募集方法等の適正性確保、正確な財務情報の開示、責任準備金の適正な積み立て等</p> <p>○実態の個別・継続的な把握と問題のあるものへの適切な対応のための仕組みの整備</p>	<p>根拠法のない共済を規制する内容を含む保険業法等の一部を改正する法律案（注）を17年3月11日に国会提出（17年5月2日公布）</p> <p>（注）法案の内容</p> <p>○ 契約者保護の観点から、保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業に、原則として保険業法の規定を適用。</p> <p>○ 一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引き受けを行う事業者について、登録制等の新たな規制の枠組みを創設。</p>
規制緩和の推進等	<p>○許認可等申請手続の簡素合理化に関する行政評価・監視</p> <p>○私立学校の振興に関する行政評価・監視 — 高等教育機関を中心として—</p>	<p>○健康保険、厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の各種届出においては、署名による届出を認める必要がある。</p> <p>○常用労働者が100人以上の規模の事業所ごとに求めている障害者雇用状況報告廃止を検討する必要がある。</p> <p>○学校法人の財務状況の公開について、その徹底を図るため、法定化を含めた方策の在り方を検討すること</p>	<p>○平成16年9月17日に健康保険法施行規則等の一部改正省令を公布、施行し、事業主の記名押印について署名（自筆）でも可とした。</p> <p>○障害者雇用状況に係る申請・届出等の電子化に併せ、平成16年度から廃止。</p> <p>○財務書類の公開の義務化に関する内容を含む私立学校法の一部を改正する法律案を国会提出（16年5月12日公布）。</p>
機構・定員の合理化、歳出削減、経費の効率化等	○防衛施設の建設・管理等に関する行政評価・監視	○同一都道府県内に近接設置している防衛施設事務所等について整理合理化	○該当する3箇所の防衛施設事務所及び出張所について、平成17年3月に廃止。